

令和5年度 第6回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月22日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（9人）

会長	1番	田 尻 博 樹
農業委員	2番	永 吉 雄 子
農業委員	3番	榮 照 和
農業委員	5番	辻 雄一郎
農業委員	6番	榮 米 子
農業委員	7番	先 間 秀 明
農業委員	8番	幸 山 利 忠
農業委員	9番	沖 道 人
農業委員	10番	前 田 博 徳

4. 欠席委員（0人）

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄 功 助
推進委員	2番	川 畑 伸 之
推進委員	3番	西 和 秋
推進委員	5番	池 沢 清 良
推進委員	6番	森 由 美 子
推進委員	7番	久 本 和 秀
推進委員	8番	元 榮 将 博
推進委員	9番	芦 村 利 広
推進委員	10番	田 畑 則 仁

欠席委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第20号 あっせん委員の指名について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和５年度第６回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。 本日は全員出席ですので、総会は成立します。 それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 8/22 農業者年金加入推進特別研修会 8/29 J A知名事業運営委員会 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第１ 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、５番辻委員、６番榮委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第１を終わります。
議長	それでは日程第２の議題事項に入らせて頂きます。 報告第10号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	１番 黒貫字窪田〇〇 303㎡を含む計3筆 5,338㎡、〇〇さんから相続により奈良県大和郡山市〇〇さん、令和4年4月11日相続、あっせん希望なしです。
議長	ただ今の報告第10号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	はい、ありがとうございました。 報告第９号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第10号は終わります。 それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第17号について朗読】 議案第17号は、売買2件、使用貸借1件です。 1番 大津勘字源手名〇〇 9,023㎡、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 徳時〇〇さん、対価〇〇円です。 2番 徳時字大窪〇〇 922㎡を含む計3筆 4,028㎡、売買。譲渡人兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 徳時〇〇さん、対価〇〇円です。 3番 屋者字東風平〇〇 2,062㎡の内 1,790㎡、使用貸借。譲渡人 屋者〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さんです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
2番農業委員	1番、2番説明します。 1番の譲渡人と譲受人は義兄妹です。 2番の譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係です。 譲受人は、同じでバレイショ、マンゴーを栽培しており、機械類は、揃っております。 ご審議よろしく申し上げます。
9番農業委員	3番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、主にサトウキビ、バレイショを作っており、機械等も揃っております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。
	ご質問があれば挙手をお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。 【議案第18号について朗読】 申請人 埼玉県三郷市〇〇さん、土地の表示 知名町知名字シ

	ヤ田水〇〇1, 247. 00㎡の内566. 55㎡、事業計画は一般住宅です。施設の概要は、一般住宅63. 68㎡、駐車場15. 00㎡、通路 84. 51㎡、計163. 19㎡です。所要面積は、一般住宅 225. 94㎡、駐車場 15. 00㎡、通路 84. 51㎡、がけ条例による建築制限面積 241. 10㎡、計566. 55㎡です。必要経費として、取得費〇〇円、造成費・建築費〇〇円、全て自己資金です。 当該地は、原則許可ができる第3種農地で、宅地化の状況が一定の程度に達している区域内にある農地です。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
1 番委員	申請人と譲渡人は知人です。申請人は、定年退職後に沖永良部島にIターンする予定で、宅地を建築したいとのことです。
議長	議案第18号に、何かご意見、ご質問はありますか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第18号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第18号については、許可決定とします。 次に、議案第19号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第19号ー1 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、説明します。 今月は利用権設定が3件です。 【議案第19号ー1について朗読】 利用権の設定 1 番1～5 屋子母字泊り原〇〇 970㎡を含む計5筆 8, 193㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。 2 番1～4 赤嶺字糸キ名〇〇 2, 753㎡を含む計4筆 8, 059㎡ 賃貸借 5年間の新規設定となっています。 3 番1～3 黒貫字大堂〇〇 72㎡を含む計3筆 908㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 次に、議案第19号ー2 中間管理事業に係る利用権設定(一括方式)について、説明します。 件数が多いので、総括表で説明します。 貸出期間が6年のものが、22, 166㎡、利用権を設定する者が3名、利用権の設定を受ける者が7名です。 貸出期間が10年のものが、30, 121㎡、利用権を設定する者が2名、利用権の設定を受ける者が1名です。

	申請地については、資料のとおりです。 以上、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
1 番推進委員	1 番 貸人と借人は知人です。借人は、主にさとうきびを栽培しており、機械類も揃っております。
事務局	2 番、説明します。 貸人と借人は知人です。借人は、畜産をしており認定農業者で、機械類も揃っております。
7 番推進委員	現地を確認したところ、飼料作物が適正に栽培されていました。
5 番推進委員	3 番説明します。 貸人と借人は伯父と甥の関係です。借人は、認定農業者でさとうきび、ばれいしょを栽培しており、機械類も揃っております。 畑については、ばれいしょ、にんにくを予定しております。
事務局	4 番説明します。 貸人と借人は知人です。借人は畜産をしており、機械類も全て揃っております。 畑は、飼料作物を植える予定です。
8 番農業委員	5 番、6 番説明します。 6 番の貸人と借人は親戚関係です。5 番、6 番の畑が隣接しており、利用権の設定をすることになりました。 借人は認定新規就農者で、問題ないと考えております。
8 番農業委員	7 番 貸人と借人は知人です。借人は、さとうきび、ばれいしょを栽培しており、機械類も揃っております。 前から借りているものを再設定するもので、畑は耕耘された状態です。
9 番農業委員	8 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定新規就農の申請をしております。さとうきび、ばれいしょを栽培しており、機械類も親のものが問題ないと思います。 畑は、さとうきびの夏植えを予定しております。
議長	はい、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)

議長	ないようですので、議案第１６号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第１６号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定いたします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 ５年 ９月 ２２日

議 長 田 尻 博 樹

署名委員 辻 雄 一 郎

署名委員 榮 米 子